

障地第2048号

令和5年8月1日

各市町村等障がい福祉サービス 指定担当部局 御中

大阪府障がい福祉室

地域生活支援課

サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて

日頃より、障がい福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省より令和5年6月30日付事務連絡がありました「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」にて、サービス管理責任者等研修の制度の改正がございました。

今回の制度改正を受けて、大阪府において指定権者への届出について「サービス管理責任者等研修制度の改正に伴う指定権者への届出について」（令和5年7月18日障地第1863号）にてお示ししております。

今般、具体的な運用等の詳細について、現時点において考えられる内容について、別添のとおりお示いたしますので、各指定担当部局におかれてはご了知いただくようお願いいたします。なお、今後の運用過程で修正箇所等がでてきましたら、別添の内容については変更となる可能性がございますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

大阪府 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

担当：奥、藤井、岡

電話：06-6944-6671

Mail：tisui@gbox.pref.osaka.lg.jp

サービス管理責任者等研修制度の改正に伴う指定権者への届出に関するQ&A

1. 実務経験（OJT）の起算日について

問1 実践研修の受講にかかる実務経験（OJT）が6ヶ月となる対象者について、実務経験（OJT）の起算日はいつか。

（答） 従来どおり、実践研修の受講要件である実務経験（OJT）については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了日が遅い方の日から起算となる。

2. 届出の提出先について

問2 実務経験（OJT）が6ヶ月以上となる要件を満たした者が基礎研修修了後、「A事業所」で個別支援計画の業務に6ヶ月従事し、実践研修修了後「B事業所」でサービス管理責任者等として就任予定である。実践研修受講時に係る届出は、どちらの事業所から提出が必要か。

（答） 個別支援計画の業務を行った「A事業所」が所在する指定権者へ届出を提出する必要がある。

【例】上記のケースで「A事業所は●●市」「B事業所は△△市」にあるとする場合、届出については、「A事業所」が「●●市」に届出を提出する必要がある。

3. 届出の提出時期について

問3 届出の提出は、実践研修の受講開始日までに指定権者に届出をしたら良いですか。

（答） 本届出は、サービス管理責任者等実践研修の申込時に写しの添付が必要であるため、実践研修の受講申込までに提出が必要。

4. 個別支援計画作成の業務について

問4 国通知の「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」の問4に、個別支援計画の作成の業務について①～⑤まで記載があるが、どれか1つでも欠けてはいけないのか。

（答） 基本的には、一連の業務に従事していることが要件になるため、①～⑤を全て実施したことで1回であるとしている。ただし、「正当な理由があり（③）会議の開催は実施していない」等のケースがある場合は、各指定権者である自治体が個別の状況を踏まえて適切に判断することとする。なお、サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が行う個別支援計画の原案の作成までの業務については、①②③への従事となる。（国通知：QA問1→②→ア参照）

【参考：国通知Q&A 問4】

(OJT の業務の具体的内容について)

問4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画作成の業務とは、以下の業務をいう。

① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等 参照)

② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等 参照)

③ 個別支援計画作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等 参照)

※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等 参照)

⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等 参照)